

副
本

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成26年2月17日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明

明



同

茅 根 熙 和

和



同

春 原 誠

誠



同

江 口 正 夫

夫



同

池 田 秀 雄

雄



同

長 原 悟

悟



同

八 木 宏

宏



同

濱 松 慎 治

治



同

川 島 慶

慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第33号証

証拠の標目	敷地内破砕帯の追加調査計画の策定について（指示） （原子力安全・保安院ホームページ http://www.meti.go.jp/press/2012/07/20120718007/20120718007-2.pdf よりダウンロード）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成24年7月18日
作成者	原子力安全・保安院
立証趣旨 【分類③】	本書証は、原子力安全・保安院が、平成24年7月18日に、被告に対して発出した指示文書である。 本書証によって、原子力安全・保安院が、同日、被告に対して、本件原子力発電所の敷地内に存在するシーム（本件敷地内シーム）について、①破砕帯の性状を直接確認するための適切な場所を選定した上で、必要な調査を実施すること、②周辺の小規模な断層（福浦断層等）の活動性の有無を含め、破砕帯と周辺の断層との関連性の調査を実施すること、③破砕帯等の活動年代を特定するための資料を提示することを指示したこと（準備書面(6)第3の1（15頁））を明らかにする。

乙A第34号証

証拠の標目	志賀原子力発電所 敷地内破砕帯に関する追加調査 調査報告書（最終）
原本・写しの別	原本
作成年月日	平成25年12月19日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、被告が、平成24年7月18日付け原子力安全・保安院の指示文書（乙A第33号証）を踏まえて、本件敷地内シームの活動性等に関する調査を実施した結果を取りまとめ、平成25年12月19日に、原子力規制委員会に提出したものである。</p> <p>本書証によって、本件敷地内シームはいずれも将来活動する可能性のある断層等ではないこと（準備書面(6)第3の3、4）を明らかにする。</p>